

岩手県告示第767号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 雫石川東部鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成29年岩手県告示第763号）による変更後の雫石川東部鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 高松公園鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成19年岩手県告示第750号）による更新後の高松公園鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 盛岡市湯沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成29年岩手県告示第762号）による変更後の盛岡市湯沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 八幡平市金沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成29年岩手県告示第762号）による変更後の八幡平市金沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 岩洞湖鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成29年岩手県告示第763号）による変更後の岩洞湖鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 葛巻町平庭鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成19年岩手県告示第750号）による更新後の葛巻町平庭鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 豊沢ダム鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成29年岩手県告示第765号）による変更後の豊沢ダム鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 胆沢ダム鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成25年岩手県告示第796号）による変更後の胆沢ダム鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 9 (1) 名称 展勝地鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成29年岩手県告示第765号）による変更後の展勝地鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

- 10(1) 名称 遠野市小友鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成29年岩手県告示第765号)による変更後の遠野市小友鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 11(1) 名称 大船渡市蛸ノ浦鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成19年岩手県告示第750号)による更新後の大船渡市蛸ノ浦鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 12(1) 名称 釜石鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成19年岩手県告示第750号)による更新後の釜石鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 13(1) 名称 仙人峠鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成19年岩手県告示第750号)による更新後の仙人峠鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 14(1) 名称 大槌町尺丈沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更(平成29年岩手県告示第761号)による変更後の大槌町尺丈沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 15(1) 名称 宮古市鮎山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成19年岩手県告示第750号)による更新後の宮古市鮎山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 16(1) 名称 船越半島鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成19年岩手県告示第750号)による更新後の船越半島鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 17(1) 名称 山田町小谷鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更(平成29年岩手県告示第762号)による変更後の山田町小谷鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 18(1) 名称 岩泉町小本鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成29年岩手県告示第764号)による変更後の岩泉町小本鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 19(1) 名称 洋野町滝沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成29年岩手県告示第763号)による変更後の洋野町滝沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福

社環境センターに備えておいて縦覧に供する。